

「東京都男女平等参画推進総合計画」 改定に係る基本的な考え方等について

国や都の男女平等参画を巡る動きについて

東京都

- 女性活躍の輪（WA）による取組の推進
- 女性活躍基本条例（仮称）→有識者からなる検討会議において、条例の制定に向けた具体的な考え方を議論中

国

- 女性活躍推進法の延長・改正
 - ・法律の期限を令和18（2036）年3月31日まで 10年間延長
 - ・男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表を常用労働者数 101人以上の一般事業主及び特定事業主に義務付け
 - ・女性の職業生活における活躍の推進に当たり、女性の健康上の特性に配慮して行われるべき旨を基本原則で明確化 等
- 労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法の改正
 - ・求職者等へのセクハラ防止のため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付け 等
- 育児・介護休業法の改正
 - ・残業免除を小学校就学前まで拡充、介護に直面した旨の申出をした労働者への個別の周知・意向確認の義務化 等
- 配偶者暴力防止法の改正
 - ・接近禁止命令の発令要件が、これまでの「生命・身体」に対する重大な危害を受けるおそれから「生命・心身」に拡大 等
- 女性支援新法の施行
 - ・国・地方公共団体の責務として、困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる旨を明記 等
- 独立行政法人男女共同参画機構法案及び男女共同参画社会基本法など、関係法の改正案の国会提出
 - ・（独）国立女性教育会館を機能強化し、ナショナルセンターとして（独）男女共同参画機構を設立 等
 - ・各地方公共団体に対して男女共同参画センター設置を努力義務化 等
- 第6次男女共同参画基本計画策定に向けた検討
 - ・第5次男女共同参画基本計画の期間が令和7年度末までであるため、次期基本計画の検討中

○「2050東京戦略」実現のため2035年に向けて取り組む3つの政策の方向性と**その社会への浸透**を意識した論点

・「意識改革により、女性活躍を阻むアンコンシャス・バイアスを払拭」

➤ 現行計画の視点の「**②根強い固定的性別役割分担意識等の変革**」を強化

⇒ 根強く残る性別役割分担意識の変革、女性活躍を阻む「マインドの壁」の打破に向け、各対象に効果的に働きかけ

・「世界から大きく立ち後れる経済の分野や意思決定の場での女性活躍を強化」

➤ 現行計画の視点の「**①誰もが安心して働き続けられる社会の仕組みづくり**」を強化

⇒ 様々な分野への男女平等参画促進に向けた数値目標の導入、女性の力が企業の持続的成長にもつながることの理解促進

・「ライフステージを通じて、誰もが持てる力を存分に発揮できる環境を実現」

➤ 現行計画の視点の「**①誰もが安心して働き続けられる社会の仕組みづくり**」と「**③男女間のあらゆる暴力の根絶**」を強化

⇒ 男女の健康と仕事・家事・育児等の両立（フェムテック活用など）、地域や社会を含め多様な生き方を支援

⇒ 配偶者暴力など男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

■ **女性活躍基本条例(仮称)の方向性や事業を計画に反映し、各施策が都民や社会に届くよう広報等を強化**